平成２２年（フ）第３４３号
金沢市新保本１丁目218番地２
債務者　越田　慶一
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第９３号
長野県岡谷市長地梨久保２丁目９番４号
債務者　御子柴幸美
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第５５４号
兵庫県姫路市大津区吉美773番地
債務者　五所　好子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５７７号
兵庫県姫路市勝原区丁182番地24、従前の住所兵庫県姫路市大津区吉美848番地１
債務者　藤本　正行
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５９５号
兵庫県姫路市千代田町740番地２　西スカイハイツ214号室
債務者　大原美和こと　陳　　美和
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５９６号
兵庫県神崎郡福崎町南田原1151番地55
債務者　深谷　　昇
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４４号
奈良県吉野郡黒滝村大字槙尾77番地
債務者　西浦　正弘
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第１３８号
鳥取県米子市西福原８丁目６番40号
債務者　佛崎由里子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１１０１号
広島市西区中広町３丁目21番17―405号
債務者　大島　充晴
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１５３号
広島市西区小河内町２丁目７番５号　Ｙビル404号、住民票上の住所広島市西区中広町１丁目９番17―401号
債務者　見藤　龍右
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１２号
宮崎市松山１丁目４番２号　リバーサイド松山202号、前住所宮崎県日南市南郷町中村甲1449番地
債務者　蛯原　美保
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２４号
宮崎県児湯郡川南町大字川南6686番地７
債務者　田中　祥二
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２７号
宮崎市大塚町迫田264番地
債務者　緒方　慎弥
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３５号
宮崎市恒久南３丁目11番地26
債務者　山口美保子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２２号
鹿児島県霧島市国分清水２丁目９番１号キャデラックハウス106号
債務者　堀之内直美
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
沖縄県国頭郡大宜味村字田嘉里39番地１
債務者　平良　千尋
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第３４号
沖縄県名護市東江１丁目19番６―407号　メゾンミカミ
債務者　具志堅紘晃
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
那覇地方裁判所名護支部